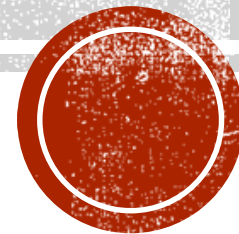


予約奨学金説明会

平成30年9月



予約奨学金説明会概要

1. 奨学金の種類について
2. 奨学金の貸与条件について
3. 申込時期と申込方法について
4. 奨学金の返還について
5. その他



1. 奨学金の種類について



- 給付型、第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金があります。

給付型 → 給付奨学金案内（今回の募集はありません）

第一種 → 貸与奨学金案内

第二種 → 貸与奨学金案内

入学時特別増額 → 貸与奨学金案内

※申込みの機会を逃さないように！

➤ 給付型 . . . 返還不要のもの（条件等あり）

➤ 貸与型（第一種、第二種奨学金、入学時特別増額）
. . . 返還義務あり（条件等あり）



2. 奨学金の貸与条件について



対象者（すべての奨学金）

平成31年度以降に、大学・短期大学・専修
学校専門課程に進学する高校3年生

⇒学校パンフレットやホームページを確認し、
自分の進学したい学校が取り扱っているか
を見ておきましょう。



2. 奨学金の貸与条件について

①給付型（第1回目で終了しています。今回の募集はありません）

1. 住民税非課税であるか、生活保護受給世帯である、または児童養護施設等に入所している人
2. ア) 十分に満足できる高い学習成績を収めており、進学後も特に優れた学習成績を収める見込みがあること。
イ) 教科外の活動が特に優れ、かつ、おおむね満足できる学習成績を収めており、進学後に特に優れた学習成績を収める見込みがあること。

※学校の推薦枠（今年度9名）があるため、申し込み多数の場合は、本校で選考会議を行います。



2. 奨学金の貸与条件について

②貸与型（収入は4人世帯のものです）

○第一種

評定平均が3. 5以上で前年1年間の家計収入が747万円以下であること。

（住民税非課税の世帯の生徒については、評定平均が足りなくても、勉強意欲があれば申込みができます。）



2. 奨学金の貸与条件について

②貸与型（収入は4人世帯のものです）

○第二種

評定平均は学校の平均水準以上であり、前年1年間の家計収入が1100万円以下であること。



3. 申込時期と申込方法について



3. 申込時期と申込方法について

①必要書類の提出（10月19日（金）締切）



②書類の点検・返却



③スカラネット申込入力



④必要書類の再提出（11月9日（金）締切）



3. 申込時期と申込方法について

① 10月19日（金）までに以下の書類を提出

- 「スカラネット入力準備用紙」（申込みのてびきの中央部全4ページ）
- 「提出書類一覧表」（申込みのてびきの様式集p2《様式A》）
- 希望に応じて「給付奨学金確認書」「貸与奨学金確認書」（申込みのてびきの様式集p3《様式B》、p5《様式C》）
- 「家計状況申告書」（申込みのてびきの様式集p7《様式D》）
- 必要となっている「収入に関する証明書」類（家計状況申告書《様式D》を参照）※

以下は該当者のみ

- 「特別控除に関する証明書」類
- 「給付奨学金申込資格に関する証明書」類

※収入に関する書類に関しては、6月1日以降に発行される平成29年度分のものを提出

※マイナンバーの提出に関する書類は、学校ではなく機構が指定する先に本人が郵送をしますので、必要となる書類は各自で準備をしておいてください。



3. 申込時期と申込方法について

②提出書類を点検

不備があった場合は、指導を行う。点検後書類は返却。

③スカラネット申込入力

○1. 生徒用識別番号に示された「申込用」の ユーザーID 及び パスワード

2. マイナンバー提出書に示された 申込ID 及び パスワード の2種類を使用

○スカラネット入力準備用紙に記入した内容を入力

※各自で自宅のパソコン及びスマートフォンにて入力をしてください

④書類を11月9日（金）までに再提出

（①にあるスカラネット下書き用紙以外のすべての書類）



4. 奨学金の返還について



4. 奨学金の返還について

給付奨学金は返還不要ですが、第一種奨学金、第二種奨学金は貸与となりますので、返還が義務付けられます。

特に、第二種奨学金にて高額な貸与を希望する人は返済期間が長期に渡ってきます。

(最大240か月、つまり20年もの期間となることもあります。)



4. 奨学金の返還について

返還のことまで考えた貸与をするように家族と十分に話し合っていたいただきたいと思います。

(新聞やニュースでも時々奨学金の返済に関するものが出ております。)

返還のことについては、

貸与奨学金案内 p 13～15にありますので、

よくお読みください。



5. その他



5. その他

申し込みにあたり、記入ミスが多かった例
を記します。

申込みのてびきにもありますが、十分注意
をしていただければと思います。



記入ミスの事例

- 「確認書、個人信用情報の取扱いに関する同意書」等について
 - ・ 本人・父・母の署名をすべて同じ人物が記入している。
 - ・ 本人・父・母の押印でシャチハタの印鑑を用いている。
 - ・ 押印の印影が同じものがある。（別の印鑑を利用すること）
 - ・ 印影がかすれたり、にじんだりしている。



記入ミスの事例

○児童手当について

- ・中学生以下の弟・妹がいるが、児童手当の書類が提出されていない。

公務員→ 給与明細のコピー（児童手当の振込がある月の1回分）が必要です。

公務員以外→ 市区町村発行の、通知書等の金額が記載された書類のコピーが必要です。

※注意 書類を紛失していた場合は、「収入に関する事情書」に、通帳のコピーをつけて提出となります。「収入に関する事情書」は学校から渡すことになりますのでお子様を通じてお知らせください。



記入ミスの事例

○収入に関する証明書類について

- ・所得証明書が新年度のものではないものを提出されている。
- ・収入に関する証明書類が、保護者全員分揃っていない。

※「所得金額 0 円」の場合の所得証明書については注意してください。

役所が「0 円」の記載のない所得証明書を発行する場合があります。その場合は「給与収入103万円」として扱われるため、必ず、「0 円」の記載のある証明書を提出するようにしてください。

